

平成15年 9月 定例会（第267回）

09月30日-04号

中小企業の高度化資金について、商工労働部長に伺います。

県はヤマトハイミール食品協業組合に対して、平成元年度に十六億円、平成二年度に4億円と、二十億円の中小企業高度化資金を貸し付け、返済条件は三年据え置き、同和対策では無利子で二十年返済です。住民監査請求で、この間の返済は、平成九年度に二百万円、十年度に百万円と、三百万円だけしか返済されていない事実が明らかになりました。第一回の返済日は約定では平成五年ですが、平成十二年まで、県はこの間八回の償還条件の変更を繰り返してきました。県が初めて請求を行いましたのは、共産党県議団が議会で取り上げた直後の平成十三年ですので、当時は返済日も発生していなかった時期です。繰り延べ期間に当たる時期に二年連続でなぜ返金があったのか、極めて不自然です。県は、相手方からわざわざ返金があったにもかかわらず、その後なぜ返済請求をしなかったのか、お答えください。

県は、県民の税金で貸し付けたものを回収する責任があります。十三年、十四年は請求をしておりますが、その後返済がされていないと聞いております。十五年の請求は違約金を含めて行っているのか、連帯保証人への請求、増担保を求めることは当然のことであり、直ちに実行するべきだと思いますが、どうでしょうか。

高度化資金は、零細な業者が単独では設備の近代化などが困難なために、幾つかの事業者が協業化を行い、事業を発展させようとするもので、当然従来の事業は中止をして新たなものに一本化をすること、すなわち競業禁止が貸付け条件になっています。平成十五年八月のある調査機関の資料によりますと、ヤマトハイミールの前身でございましたT油脂が、関連会社として、店舗同所、従業員数も同じ、理事長の個人経営とされておりますが、当該組合の仕入れ窓口及び一部販売窓口として稼働している模様とされております。平成四年のT油脂発行の五百万円の手形五通も確認しております。以前この点を質問しましたときに池田商工労働部長は、屋号を使うこともあると答弁いたしましたが、このことを県が知っていて見て見ぬふりをしていれば、責任は重大です。これが事実であれば、中小企業団体の組織に関する法律に違反します。県はこの点をきちんと調査するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎理事〔兼商工労働部長〕（池田好紀）

十番今井議員のご質問にお答えいたします。

次に、中小企業高度化資金について、ヤマトハイミール食品協業組合への貸付けについ

て、平成十年度においてその請求等を行わなかった点、さらには、増担保を求めること、さらに、ヤマトハイミールの前身のT油脂が現時点でも存在していること等に対する質問でございますが、ご質問の中小企業高度化資金につきましては、積年の公害問題解決と業界の構造改善を図るため、県と中小企業総合事業団が、事業内容、償還計画のほか公害対策につきましても十分検討の上、融資を実行したものでございまして、償還につきましては、貸付け後の社会経済情勢の変化により厳しい経営内容に陥っていることから、中小企業総合事業団と協議し、平成五年度から平成十二年度まで条件変更を実施してきたところであり、平成十三年以降につきましては、毎年、年二回請求を行い、さらに督促を行っておりますが、経営状況は苦しい状態が続いております、いまだ未納の状況であります。今後も同様に請求を行ってまいります所存であります。

担保物件につきましては、貸付け時におきまして、貸付け対象物件であります建物、設備について抵当権を設定し、さらに、貸付け対象ではありませんが、土地についても抵当権を設定しております。厳しい経営状況下にあることにかんがみ、経営状況の把握、実態に沿った経営指導を行い、債権回収に努力をしております。

なお、民間調査機関の資料に関しましては承知しておりませんので、お答えを控えさせていただきます。議員ご質問の事業所は、協業化のため化製場の経営廃止届けを提出し、新たにヤマトハイミール食品協業組合として化製場の設置許可を取得したものでありまして、よって両事業所はそれぞれ別団体であり、また、両者の行う事業が、中小企業団体の組織に関する法律に抵触しているとは認識しておりません。

以上であります。